

## 須坂都市計画道路の変更案を縦覧します ~都市計画の案についての意見を募集します~

須坂都市計画道路の変更案について、都市計画法の規定に基づき以下のとお り「縦覧」しますので、ご意見のある方は意見書の提出をお願いします。

- 縱覧期間 令和5年7月19日(水)~8月1日(火) ※土日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分
- 2 縦覧場所 長野県建設部都市・まちづくり課 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 7 階 (TEL:026-235-7298)

長野県須坂建設事務所整備課

須坂市大字須坂字中縄手 1699-11 (TEL:026-245-4493)

須坂市役所まちづくり推進部まちづくり課 須坂市大字須坂 1528-1 須坂市役所本庁舎 3 階 (TEL:026-248-9007)

- 3 ご意見をお聴きする都市計画案の内容
  - 須坂都市計画道路の変更【長野県決定】
    - 3・5・3号駅前線(一部区域の変更)
    - 3・4・4号山田線(一部区域の変更)
- <意見書の提出について>
  - ○意見書の提出期間:7月19日(水)~8月1日(火)
  - ○意見書の提出、問合せ先 上記2の縦覧場所と同じ
  - ○意見書提出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。
  - 〇詳細については、県ホームページ(以下の URL)をご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html

## 確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0 ~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

当 都市・まちづくり課

まちなみ整備係 松林、原

話 026-235-7298

線 3361、3363

電子メール toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

## 意見書提出に係る留意事項

- ◆意見書を提出される方は、縦覧場所又は県ホームページにある「意見書」に意見の概要をご 記入の上、意見書の提出期間内に持参又は郵送してください。(持参の場合は、提出期間最終 日の午後5時15分までに提出されたもの、 郵送の場合は、同日までに到着したものに限り ます。)
- ◆ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- ◆提出された意見書の要旨は、縦覧後に行われる「長野県都市計画審議会」の資料として提出 します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承く ださい。